

## 【NPOクイズ】NPO法人について学ぼう

### 第2ステージ解答

#### 6 どのNPO法人に寄付しても、寄付した人の税金が少なくなる。

正解⇒B × 寄付した人の税金が少なくなる優遇措置が与えられているのは、認定・仮認定又は条例指定を受けているNPO法人のみです。

税の優遇が受けられるNPO法人に寄付したら、控除の手続きも忘れないでね！



#### 7 個人が認定や仮認定を受けたNPO法人に寄付すると、寄付した額の最大約（ ）%の税金を少なくすることができる。

正解⇒C 50 認定・仮認定NPO法人に対して個人が寄付すると、寄付した額の最大約50%の税金を少なくできます。

50%の内訳は、所得税40%、県民税4%、市民税6%です。  
なお、少なくできる税金の額には上限があります。



最大約50%も！？  
ボクも寄付してみようかな！

#### 8 Aさんが認定又は仮認定NPO法人に10,000円寄付した場合に、Aさんの税金は最大で（ ）円少なくなる。

正解⇒B 4,000 正解がBの4,000円になる理由は、寄付金額にそのまま50%をかけるのではなく、寄付金額から「適用下限額」を引いた金額に50%をかけるからです。「適用下限額」は2,000円なので、寄付金額の10,000円から2,000円を引いた8,000円の50%である最大4,000円の税金を少なくすることができます。



そのまま50%の控除を受けられるわけではないんだね！

#### 9 認定NPO法人に寄付すると、法人税や相続税も少なくすることができる。

正解⇒A ○ 個人だけではなく株式会社などの法人が認定NPO法人に寄付した場合は、経費にできる寄付金の限度額が高くなり、法人税が軽減されます。  
また、財産を相続した人が認定NPO法人に寄付した場合、寄付した相続財産は非課税となり、相続税を軽減できます。



認定NPO法人に寄付するといろんないいことがあるんだワン！

#### 10 きちんと法人に関する情報を公開していないと、認定NPO法人や指定NPO法人にはなれない。

正解⇒A ○ 認定や指定の基準の中に、情報公開に関する基準があり、事務所でNPO法人に関する書類を公開することが求められています。

また、本市の指定NPO法人は、事業報告書等と定款をNPO法人のホームページ上で公開することなどが求められます。

認定や指定NPO法人は、運営もしっかりしているんだね！

